

市民の皆様へ

市職員の懲戒処分の公表について

令和6年3月28日付けで、次のとおり職員の処分を行いましたので公表いたします。

1. 市長部局職員（40代 男性 係長）

被処分者は、令和6年2月7日（水）午後6時30分頃から午後9時頃まで自宅にて飲酒し、その後、午後9時45分頃に就寝。

翌2月8日（木）の出勤途中に飲酒検問を受けたところ、呼気中アルコール濃度が0.2 mg/ℓと検出され、検挙されました。

本件については、地方公務員法第29条第1項1号の「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」及び、同法第29条第1項第3号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当することから、停職3月といたしました。

今回の不祥事は大変遺憾であり、市民の皆様には深くお詫び申し上げます。

飲酒運転撲滅に向けて取り組んでいる中、法令遵守をすべき市職員として絶対にあってはならない行為であり、今後、再発防止策を講じるとともに法令遵守・綱紀粛正に努め、信頼回復に職員一丸となって取り組んでまいります。

市民の皆様には重ねて心からお詫び申し上げます。

令和6年3月28日
宜野湾市長 松川 正則